



入居申し込みのご案内

(特別養護老人ホーム愛の園入居指針 抜粋)

A.目的

特別養護老人ホーム愛の園の入居に関する基準を明らかにし、入居決定過程の透明性および公平性を確保して、安心して入居していただくことを目的として入居指針が定められています。

B.入居の対象となる方

入居の対象となる方は、要介護3以上と認定された方で、常時介護を必要とし、かつ、居宅において継続して介護を受けることが困難な方です。

要介護1・2の方は特例入居の対象としてお申込みいただきます。詳細はお問い合わせください。

C.入居の申し込み

1. 入居の申し込みには、次の書類が必要です。

①「特別養護老人ホーム愛の園入居申込書」(A3版二折の所定用紙1ページ目。ご本人・ご家族またはケアマネジャーが記入します。ご本人またはご家族の署名あるいは記名・押印が必要です。)

②「入居調査票」(上記所定用紙の3・4ページ目。ケアマネジャーが記入します。)

③「介護保険 被保険者証」の写し

④「介護保険 負担割合証」の写し

⑤「介護保険 負担限度額認定証」の写し (お持ちの方)

⑥直近3か月分の「サービス利用票」および「サービス利用票別表」の写し

(ケアマネジャーより毎月配布されるサービス内容・利用金額などを記載した書類です。お手許にない場合はケアマネジャーに再発行を依頼してください。)

⑦「情報提供書」(ご本人の心身の状況や介護者の情報などを記載した書類です。県介護支援専門員協会フェイスシートなどをケアマネジャーに依頼してください。)

2. 書類の作成他、申し込みはご担当のケアマネジャーがお手伝いいたします。

3. ご本人、ご家族またはケアマネジャーから直接愛の園にお申し込みいただきます。

D.入居の決定(入居検討委員会)

1. 愛の園内に園長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員などで構成する入居検討委員会が組織されており、園長が招集して毎月1回以上開催され、入居選考者名簿に基づいて、申込者の心身の状況や介護者の状況などにより入居の必要性を総合的に判断して、入居順位の決定を行います。

2. 入居検討委員会で入居の決定がなされた方には、入居の日時をご相談申し上げます。また必要に応じて訪問調査にお伺いいたします。

E.入居申込内容の変更と入居決定後の辞退

1. 要介護度の変更など調査票の記載内容に変更が生じた場合、または入居申し込みを取り消される場合は必ずご連絡ください。

2. 入居決定の通知後に、入居申込者の都合により辞退があった場合は順位を繰り下げ、再度の辞退があった場合は受付簿から削除することとなります。本人の入院などやむを得ない理由により一時的に辞退する場合は順位を保留します。